

学校給食調理等委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月  
知 多 市

## 目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
	(1) 委託業務名	1
	(2) 履行場所	1
	(3) 履行期間等	1
	(4) 業務内容	1
	(5) 提案上限額	1
3	プロポーザルの概要	1
	(1) プロポーザルの名称	1
	(2) プロポーザルの方法	1
	(3) 参加資格	1
4	実施要領等の公開	2
5	現地視察	2
	(1) 現地視察参加申込書の提出	2
	(2) 現地視察	2
6	参加申出、技術提案書の提出等	3
	(1) 参加申出	3
	(2) 質問の提出及び回答	4
	(3) 参加資格の確認	4
	(4) 技術提案書の提出	4
7	参加辞退	
	(1) 提出期限	6
	(2) 提出方法	6
8	事業者の選定	6
	(1) 審査会（予定）	6
	(2) 審査方法	7
	(3) 優先交渉権者の決定	7
	(4) 結果通知及び公表	7
9	選定スケジュール	7
10	その他	8
11	問合せ及び提出先	9

## 1 趣旨

この要領は、プロポーザル方式により、複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、それらの審査を行い、安全安心でおいしい給食を児童生徒に提供することができる事業者を選定することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

学校給食調理等委託

### (2) 履行場所

委託場所	所在地
知多市立八幡給食センター	知多市佐布里字堀切9番地の2

### (3) 履行期間等

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは準備期間とし、受注者は、この期間中に前任の受注者と現地での引継ぎを行うこと。

### (4) 業務内容

学校給食調理等委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (5) 提案上限額

887,997,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 プロポーザルの概要

### (1) プロポーザルの名称

学校給食調理等委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

### (2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

### (3) 参加資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

ア 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。

イ 給食調理について、令和5年度以降に複数の自治体において調理規模1日当

たり6,000食以上の共同調理場の受託実績があり、業務を確実に遂行できる知識及び経験が豊富な人材を有すること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ プロポーザル参加申出書の提出日現在において、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領（令和8年4月1日施行）第8条第2項に基づく有資格者名簿に登録されていること。ただし、同有資格者名簿に登録されていない場合は、プロポーザル参加申出書提出期限までに入札参加資格申請を行うこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

カ 知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止等を受けていないこと。

#### 4 実施要領等の公開日

令和8年5月19日（火）

#### 5 現地視察

参加は任意とする。なお、参加の有無は事業者の選定に影響しない。

##### (1) 現地視察参加申込書の提出

ア 提出期限 令和8年5月29日（金）正午（必着）

イ 提出先 「11 問合せ及び提出先」

ウ 提出方法 持参、郵便又は電子メール

※郵便及び電子メールの場合は、必ず到着の有無を電話で確認すること。

エ 提出書類 現地視察参加申込書（様式1）

##### (2) 現地視察 令和8年6月6日（土）

ア 視察行程（予定）

内容	時刻
八幡給食センター玄関集合	午前 9 時 3 0 分
参加者の入室要件確認・着替え	午前 9 時 3 0 分～ 9 時 4 5 分
視察	午前 9 時 4 5 分～ 1 0 時 4 5 分頃
解散	午前 1 1 時頃

イ 参加人数 1 事業者 2 名以内

ウ 調理場への入室要件

(ア) 調理場等に入室する者の直近 1 か月以内の検便検査結果において検査項目（赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌 O157）の全てが陰性であること。（現地視察当日に検査結果の写しを持参すること。）

(イ) 調理場へ入室する際の清潔な衣服（白衣、帽子、マスク及び履物）を持参すること。

(ウ) (ア)、(イ)のほか、市の指示に従うこと。

エ その他

(ア) 当日は、学校給食実施日ではないため、調理作業を見ることはできない。

(イ) 調理場内の機器、備品等には一切触れないこと。

(ウ) 現場視察では質問を受け付けない。

オ 調理場平面図及び厨房機器一覧を貸与する。貸与した資料については、技術提案書（様式 4）又は参加辞退書（様式 7）提出時に返却すること。

(ア) 現地視察に参加する事業者には、現地視察当日に貸与する。

(イ) 現地視察に参加しない事業者で、貸与を希望する者は、八幡給食センターを訪問し、受け取ること。その際、調理場を見学することはできない。

a 受取期限 令和 8 年 6 月 5 日（金）

6 参加申出、技術提案書の提出等

(1) 参加申出

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 2 6 日（金）正午（必着）

イ 提出先 「11 問合せ及び提出先」

ウ 提出方法 持参、郵便又は電子メール

※郵便及び電子メールの場合は、必ず到着の有無を電話で確認すること。

## エ 提出書類

(7) 公募型プロポーザル方式参加申出書（知多市プロポーザル方式実施要領第3号様式）

(イ) 事業者概要（様式2）

(ウ) 業務実績表（様式3）

(エ) 会社案内等の資料（パンフレット等）

(オ) 本市の入札参加資格を有していない者は、併せて次の書類を提出すること。

a 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に発行のもの）

b 国税（その3の3）及び都道府県税（法人住民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割）の納税証明書（未納の税額のないこと用）（令和7年4月1日以降に交付された直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申出書

※ 知多市税の納税状況は、本市にて確認するため、知多市税の納税証明書の提出は不要とする。

## (2) 質問の提出及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、簡易なものは電話にて対応する。

ア 提出期限 令和8年6月12日（金）

イ 提出先 「11 問合せ及び提出先」

ウ 提出方法 質問書（様式6）を電子メールにて提出すること。

※ 市は、受信メールを確認後、受付完了メールを送信する。

エ 回答 令和8年6月19日（金）までに、質問内容及び回答をホームページに公表する。

## (3) 参加資格の確認

市は、提出された参加申出書の確認を行い、参加資格の結果について次のとおり通知する。併せて、参加資格要件を有する者に技術提案書の提出を依頼する。

通知予定日 令和8年7月6日(月)

(4) 技術提案書の提出

ア 提出期間 令和8年7月6日(月)から令和8年7月15日(水)午後5時まで

イ 提出先 「11 問合せ及び提出先」

ウ 提出方法 持参又は郵便(期間内必着)

エ 提出書類 次の書類について、正本1部及び副本9部を提出すること。

(7) 技術提案書(表紙)(様式4)

(1) 提案書(任意様式)

提案書は18頁以内とし、次の事項について具体的に記載すること。

a 学校給食に対する基本的な考え方

(a) 学校給食に対する理解を踏まえ、安全安心な給食の提供を図るための基本方針について記載すること。

(b) 調理及び配送回収業務に対する方針について記載すること。

b 業務実施体制及び従事者の配置計画(3頁程度)

(a) 管理責任体制について記載すること。

(b) 業務責任者始め従事者について、配置人数、資格及び経験を記載すること。

(c) 正副業務責任者の実績について記載すること。

(d) 従業者の休暇・休業時のバックアップ体制、業務従事者の定着及び人員確保の方策について記載すること。

(e) 従業者等に対する相談窓口(業務上の相談のほか、ハラスメントや健康相談等を含む。)の設置等の人事管理の体制について記載すること。

(f) 安定した給食提供の継続のため、代行者の確保について具体的に記載すること。

c 事故防止対策及び事故発生時の対応(3頁程度)

(a) 事故防止対策及び事故発生時の対応について記載すること。給食センターにおいて給食提供ができなくなった場合の代替手段の提案を期待する。

(b) 労働安全衛生の対応について記載すること。

d 衛生管理及びその体制（3頁程度）

(a) 衛生管理に関する考え方と体制について記載すること。

(b) 異物混入防止に関する考え方と体制について記載すること。

(c) 万が一、異物混入の可能性を認知した場合の考え方と対応について記載すること。

(d) 従事者の健康管理体制について記載すること。

e 従事者の教育計画

(a) 従事者の人材育成に関する考え方及び研修計画の内容について記載すること。

(b) 準備期間のスケジュールについて記載すること。

f 学校給食運営への協力に関する提案

学校給食事業の運営に協力し、事業内容を向上させる具体的な提案を記載すること。なお、配回収業務についてゼロカーボンシティの実現に向けた取組を期待する。

(ウ) 提案価格書（様式5）

a 提案価格は、市からの委託料想定額を記載すること。

b 年度ごとに詳しい積算内訳書（任意様式）を作成し添付すること。

オ 任意様式について

任意様式は、「A4判縦長、横書き、様式番号順に長辺左綴じ、片面印刷」とする。

カ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権、書類の公表

提出書類の著作権は、提出した参加事業者に帰属する。参加事業者が無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）等の法令に基づき公表する場合がある。

(イ) 提出書類の返却、追加等

提出された書類は返却しない。また、提出期限以降の参加申込み及び提出期限以降の差替え、追加、再提出は認めない。

## 7 参加辞退

参加申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式7）を提出すること。なお、辞退しても以降における不利益な扱いはしない。

- (1) 提出期限 令和8年7月10日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先 「11 問合せ・提出先」
- (3) 提出方法 持参又は郵便

※ 郵便の場合は、必ず到着の有無を電話で確認すること。

## 8 事業者の選定

市は、学校給食調理等委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、学校給食調理等委託公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

### (1) 審査会（予定）

- ア 日程 令和8年7月24日（金）
- イ 場所 知多市役所 3階 協議会室
- ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出された技術提案書等を使用して行うこと。

(ウ) プレゼンテーションの出席者は、1事業者5名までとし、知多市との連絡窓口となる従業員を出席させること。

(エ) プレゼンテーションは、15分以内とし、続けて審査委員からの質疑に回答すること。1者35分以内（入退室を含む。）とする。

※ 準備撤収時間5分程度、技術提案説明等15分以内、質疑応答15分程度

### (2) 審査方法

選定委員会は、技術提案書及び審査会の内容について、評価基準で定める審査項目に基づき審査し、審査順位が第1位の者を最優秀提案者として選定する。

### (3) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

### (4) 結果通知及び公表

審査結果の通知は、提案書を提出した業者に対し、書面により行う。通知内容は、審査結果、合計点数、最優秀提案者の合計点数、非特定の場合は非特定理由とする。

審査結果の公表は、最優秀提案者となった事業者の名称のみを市ホームページへ掲載する。なお、審査及び選定の経過や結果等に対する問い合わせや異議申立ては受け付けない。

## 9 選定スケジュール

項 目	日 程
公募の公表	5月19日（火）
現地視察参加申込書の提出期限	5月29日（金）正午
現地視察	6月 6日（土）
質問書の提出期限	6月12日（金）
質問書の回答期限	6月19日（金）
参加申出書の提出期限	6月26日（金）正午
参加資格要件の確認結果通知	7月 6日（月）
技術提案書の受付開始	7月 6日（月）
参加辞退届の提出期限	7月10日（金）午後5時
技術提案書の提出期限	7月15日（水）午後5時
審査会（プレゼンテーション）	7月24日（金）※予定
審査結果の通知	7月31日（金）※予定
協議	7月31日（金）以降
契約締結	9月 1日（火）※予定

## 10 その他

- (1) 本実施要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 事業者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (4) 技術提案書等の作成経費や旅費等のプロポーザルへの参加に要する必要経費は、全て事業者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その

他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て事業者が負うものとする。

- (6) 提出書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとする。
- (7) 提出書類等は、知多市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、第6条に規定する不開示情報を除き、公開する場合がある。なお、本プロポーザルの最優秀提案者の決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後開示とする。
- (8) 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現を心掛けること。
- (9) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- (10) 本市と優先交渉権者は、提出された技術提案書を参考に協議を行い、仕様書確定後に改めて見積書を徴収し契約を締結する。なお、協議の結果、合意に達しない場合は、次点の参加事業者から順に協議を行う。
- (11) 契約締結までの間に受託候補者が、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、失格とする。
- ア 定めた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合
  - ウ 提案内容に虚偽がある場合
  - エ 提案価格が、「第2 業務概要」で定める提案上限額を超過する場合
  - オ プロポーザルに応募しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある場合
  - カ その他、信義に反する行為等があった場合

#### 1.1 問合せ及び提出先

知多市教育委員会学校教育課 八幡給食センター

所在地：〒478-0015 知多市佐布里字堀切9番地の2

電話番号：0562-55-7411 FAX：0562-55-9876

Eメールアドレス：kyusyoku@city.chita.lg.jp

- ※ 問合せ及び書類の持参は、平日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとする。
- ※ 書類提出の際は、持参又は郵送する場合は事前に、電子メールの場合は送信後に電話にてその旨を連絡すること。